

土地収用法に基づく行政代執行請求を行いました

横浜市は、横浜国際港都建設道路事業3・4・12号鴨居上飯田線（本宿・二俣川地区）の起業者として、土地の明渡しがなされていない土地について、土地収用法第102条の2第2項に基づき、土地の引渡し及び土地上の物件移転を内容とする行政代執行を神奈川県知事に請求しましたのでお知らせいたします。

行政代執行請求の内容

請求日：令和4年2月9日（水）

請求者：横浜市長

請求先：神奈川県知事

対象物：木造建物屋根の一部（0.12㎡）、工作物、動産

※居住者の退去は求めません。

事業概要

事業名：横浜国際港都建設道路事業3・4・12号鴨居上飯田線（本宿・二俣川地区）

区間：旭区本宿町から同区さちが丘

事業期間：令和5年3月31日

延長：約1,270m

標準幅員：18m（車道2車線（片側1車線）、両側歩道）

整備効果：・保土ヶ谷バイパス（南本宿インターチェンジ）との連絡強化

・二俣川駅周辺の生活道路に流入している交通の転換による、交通の円滑化と安全性の確保

・二俣川駅へのアクセス性向上



行政代執行請求までの経緯

本事業は、任意による用地交渉にて権利者の皆様のご協力のもと事業用地の取得に努めてきたところです。しかし、当該請求箇所については、交渉を重ねたものの任意による解決を図ることができませんでした。

このため、令和2年1月15日に裁決申請及び明渡裁決申立を行い、令和2年11月5日に権利取得裁決及び明渡裁決を受けました。裁決された明渡しの期限は令和3年3月5日となっておりますが、約11か月経過した現在まで土地の引渡し及び物件の移転義務の履行がなされていないため、行政代執行を請求いたしました。

<経緯>

昭和63年5月20日	二俣川地区として事業認可取得
平成15年1月7日	事業認可変更(現在の本宿・二俣川地区に事業区間を変更)
令和2年1月15日	裁決申請・明渡裁決申立
令和2年11月5日	権利取得裁決・明渡裁決(神奈川県収用委員会)
令和3年3月5日	権利取得の時期・明渡しの期限
令和3年3月10日	土地の引渡し及び物件の移転を文書にて要請(1回目)
令和3年4月6日	土地の引渡し及び物件の移転を文書にて要請(2回目)
令和3年11月25日	土地の引渡し及び物件の移転を文書にて要請(3回目)
令和4年1月11日	土地の引渡し及び物件の移転を文書にて要請(4回目)

お問合せ先

<行政代執行請求に関する事>

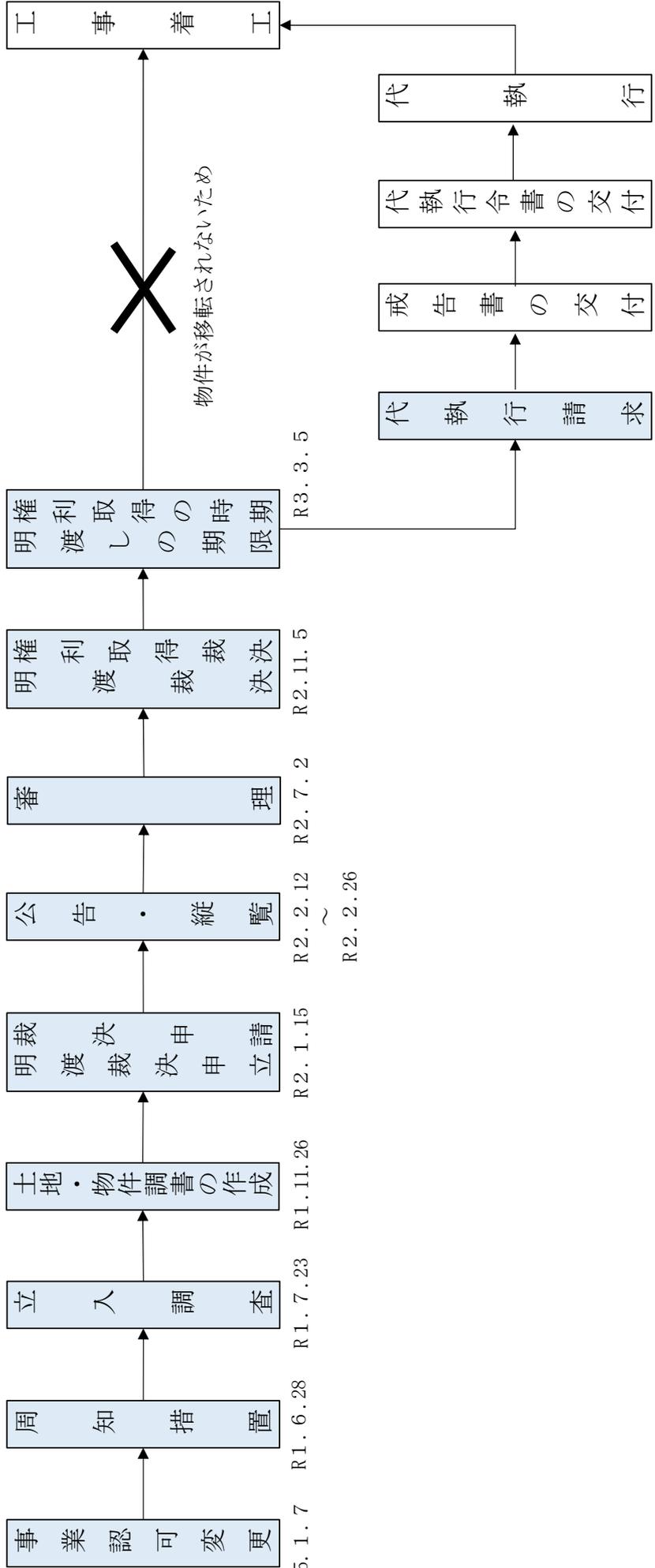
道路局建設課用地担当課長 工藤 裕二 Tel 045-671-3497

<事業に関する事>

道路局建設課担当課長 故島 哲朗 Tel 045-671-2312

土地収用法の連続

(横浜国際港建設道路事業3・4・12号鴨居上飯田線(本宿・二俣川地区))



R4.2.9